

平成25年6月19日

意見書

独立行政法人海洋研究開発機構  
理事長 平 朝 彦 殿

監 事 他 谷 康

監 事 中 原 裕 幸

私達は、独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人海洋研究開発機構(以下、「機構」という。)の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業全般及び財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、損失の処理に関する書類(案)、附属明細書)、事業報告書及び決算報告書について監査を実施致しました。その結果を監事監査規程第5条に基づき、以下のとおり報告致します。

1. 監査方法の概要

私達は、理事会及びその他の重要な会議に出席するとともに、機構の関係者から事業の報告を聴取し、また重要な書類の回付を受ける等、機構の事業、財産及び決算の状況を監査致しました。また、会計監査人からは、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について会計監査人による監査結果の報告及び説明を受けました。

2. 監査の結果

2.1 事業監査の結果

機構の事業が法令及び中期目標・中期計画並びに事業計画等に基づき運営されており、事業に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為はないものと認めます。

2.2 会計監査の結果

- (1)財務諸表及び決算報告書は、必要事項を適正に示しているものと認めます。
- (2)事業報告書は、機構の事業運営の状況を正しく反映しているものと認めます。
- (3)会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上